

令和6年6月27日

令和6年第2回神奈川県議会定例会

## 防災警察常任委員会報告資料

くらし安全防災局

## 目 次

I	「令和6年能登半島地震」被災地等への支援状況	1
II	新たな地震防災戦略の策定について	5
III	神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）の取組状況	6
IV	神奈川県水防災戦略の取組状況	7
V	箱根山・富士山火山防災に係る取組状況	8
VI	「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づくくらし安全防災局所管 条例の見直し結果	9
VII	災害救助訓練場「かながわ版ディザスターシティ」の充実	10
VIII	消防団の対応力強化に向けた取組	11
IX	LPガス物価高騰対応支援金事業の実施状況	12
X	神奈川県石油コンビナート等防災計画に基づく取組状況	13
XI	令和6年度の主な防災訓練	15
XII	かながわ消費者施策推進指針の改定	18

参考資料1	神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）の取組状況
参考資料2	神奈川県水防災戦略の取組状況
参考資料3	条例の見直し結果一覧表

## I 「令和6年能登半島地震」被災地等への支援状況

県は、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震に対応して、被災地への各種支援を実施している。

### 1 能登半島地震の状況

#### (1) 地震の概要

- ア 発生時刻 令和6年1月1日16時10分
- イ 場所 石川県能登地方（震源の深さ 16km／暫定値）
- ウ 規模 マグニチュード7.6（暫定値）
- エ 最大震度 7 石川県志賀町、輪島市（神奈川県 最大震度3）

#### (2) 被害の状況（令和6年6月25日14時現在）

- ア 人的被害
  - ・死亡 260人
  - ・行方不明 3人
  - ・重傷 343人
  - ・軽傷 980人
- イ 住家被害
  - ・全壊 8,408棟
  - ・半壊 21,296棟
  - ・一部損壊 96,247棟
  - ・浸水 25棟

### 2 本県の対応状況（令和6年6月25日現在）

#### (1) 人的支援

##### ア 派遣職員等の実績

国や被災県、全国知事会等からの要請に応じて、延べ3,800人を超える職員等を派遣し、被災地の応急復旧支援等を行った。

##### 派遣職員等の実績（令和6年6月25日現在）

項目	人数	期間	派遣先
神奈川県警察 （広域緊急援助隊ほか）	約800	1/ 1～	珠洲市ほか
緊急消防援助隊 神奈川県大隊	(※1) 1,924	1/ 9～2/13	輪島市

項目	人数	期間	派遣先
DMA T（災害派遣医療チーム）ロジスティックチーム	(※2) 36	1/ 7～2/20	石川県庁ほか
神奈川DMA T	142	1/13～2/ 4	珠洲市・七尾市ほか
かながわDPA T（災害派遣精神医療チーム）	17	1/11～1/28	七尾市・輪島市ほか
DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）	5	2/12～2/18	石川県内
神奈川DWA T（災害派遣福祉チーム）	(※3) 24	2/ 1～2/16 3/17～3/28	金沢市・輪島市
避難所運営支援等	329	1/ 6～3/29	志賀町
保健師チーム	311	1/ 6～4/30	珠洲市
獣医師	1	3/11～3/18	石川県内
福祉施設運営支援	3	2/13～3/ 2	穴水町
応急仮設住宅の建設支援	6	1/22～2/ 4 5/ 6～5/19	石川県庁
被災建築物応急危険度判定士	10	1/15～1/22	輪島市
被災宅地危険度判定士	9	2/18～2/22	内灘町
道路の災害復旧業務支援	1	3/18～3/29	石川県中能登土木総合事務所
応急給水隊	55	1/ 6～3/ 7	輪島市
応急復旧隊（水道）	(※4) 177	1/21～1/27 2/10～5/ 1	志賀町・輪島市
漁港の応急復旧支援	2	3/ 4～3/15	富山県高岡土木センター
災害廃棄物処理業務支援	4	4/ 1～4/ 9 6/ 3～6/10	穴水町・珠洲市
全国知事会情報連絡員（リエゾン）	5	1/ 4～1/26	石川県庁
その他	11	—	—

※1 後方支援の県職員を含む。

※2 情報連絡員を含む。

※3 同行の県職員及び県社協職員を含む。

※4 管工事業協同組合員を含む。

## イ 地方自治法に基づく中長期の職員派遣

被災地の復旧・復興対策を支援するため、令和6年7月以降、地方自治法に基づき、一般土木など8名の職員の中長期派遣を実施する予定。

## ウ 暮らし安全防災局関係の取組

### (7) 緊急消防援助隊神奈川県大隊の派遣

県内23の全ての消防本部が参加した緊急消防援助隊神奈川県大隊を派遣し、石川県輪島市で救出救助活動を実施した。

(イ) 避難所運営支援等のための職員の派遣

県内市町と連携して石川県羽咋郡志賀町に職員を派遣し、支援物資の受入、避難所の運営、罹災証明書の発行業務、住家の被害認定調査等を実施した。

(ウ) 全国知事会情報連絡員（リエゾン）の派遣

石川県庁に全国知事会情報連絡員（リエゾン）を派遣し、情報の収集、広域応援に係る連絡調整等を実施した。

(2) 公営住宅等の一時提供

神奈川県内に避難を希望される方に対し、市町村や公社と協力して公営住宅等の一時提供を行っている。

【入居状況】延べ8件（※）

※令和6年6月25日現在、政令市の市営住宅等を除く

(3) その他の支援

ア 被災地への物資の支援

石川県羽咋郡志賀町に対し、ペットボトル入りの飲料水840本を提供した。また、一般社団法人神奈川県トラック協会の輸送協力を得て、同町に対しポリタンク200個、石川県に対しブルーシート1,000枚の物的支援を行った。

イ 義援金による支援

県民等から義援金を募り、日本赤十字社を通じて被災者の支援を行った。

金 額：6,841,973円

ウ 災害見舞金の贈呈

被災者の救済のため、石川県、新潟県、富山県へ災害見舞金を贈呈した。

贈呈日：令和6年3月12日

金 額：石川県200万円、新潟県30万円、富山県30万円

エ 県内中小企業者等向け支援

能登半島地震により影響を受けている県内中小企業者等に対して、経営や金融に関する特別相談窓口を設置した。

また、国の制度改正に合わせ、金融機関による継続的な伴走支援を実施する「伴走支援型特別融資」の対象者に能登半島地震で被害を受けた中小企業者等を追加した。

オ 県税の申告・納付等の期限の延長

石川県及び富山県に住所や主たる事務所等を有する方について、県税の申告、納付等の期限を延長した。

カ 水道料金の減免

被災者で、神奈川県営水道の給水区域内に一時居住している給水契約者に対し、水道料金のうち、基本料金の免除を実施している。

### 3 今後の県の取組

被災地のニーズを踏まえた職員派遣など、復興に向けた支援を継続する。

また、今年度予定している本県の新たな地震防災戦略の策定にあたり、今回の地震で明らかになった課題や教訓も踏まえて、今後、重点的に取り組む防災・減災対策の検討を行う。

## II 新たな地震防災戦略の策定について

昨年度から、地震被害想定の見直しと新たな地震防災戦略の策定に取り組んでいる。本年度は、昨年度の検討を踏まえ、とりまとめを行う。

### 1 地震被害想定調査の見直し

#### (1) 被害量の推計

最新の想定手法、データに基づき被害量を推計する。

#### (2) シナリオ型被害想定

数値では表せない、時間の経過とともに変化する被害の様相と、それに対応する関係機関の対策を整理する「応急活動シナリオ」や、地震発生後の段階に応じ、県民が直面する場面と、その際にとるべき対応等を示す「県民シナリオ」を作成する。

### 2 新たな地震防災戦略の策定

#### (1) 減災目標の設定等

地震被害想定調査で推計した被害量を減少させるための減災目標(減災の量と対策の期間)を設定する。

#### (2) 新たな戦略に位置付ける主な重点施策の方向性

##### ア 防災におけるDXの推進

事前対策から復興までのあらゆるフェーズでの取組について、デジタル技術を活用した高度化等を検討する。

##### イ 避難対策の強化

命を守る「迅速な避難」とストレスのない避難環境を確保する対策等を検討する。

##### ウ 要配慮者対策

避難行動に制約がある要配慮者に対する避難所や在宅での避難への支援対策の充実等について検討する。

##### エ 災害時応急・受援体制の強化

航空機やドローンの運用など、被害状況を迅速に把握し、的確な応急対策につなげる体制の強化等を検討する。

### 3 主なスケジュール

令和6年9月 新たな地震防災戦略の骨子を報告

12月 新たな地震防災戦略(素案)及び被害想定結果概要を報告

令和7年1月 パブリックコメントを実施

2月 新たな地震防災戦略(案)及び被害想定結果を報告

3月 神奈川県防災会議に報告し決定、公表

### Ⅲ 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）の取組状況

平成 25 年 4 月 1 日に施行した「神奈川県地震災害対策推進条例」第 4 条の規定に基づき、地震災害対策の総合的な推進のため、「神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）」の進捗状況の管理を行う。

#### 1 取組状況

地域防災計画（地震災害対策計画）に位置づけた事業について、令和 5 年度の実績及び令和 6 年度の取組を取りまとめた。

（「参考資料 1」のとおり）

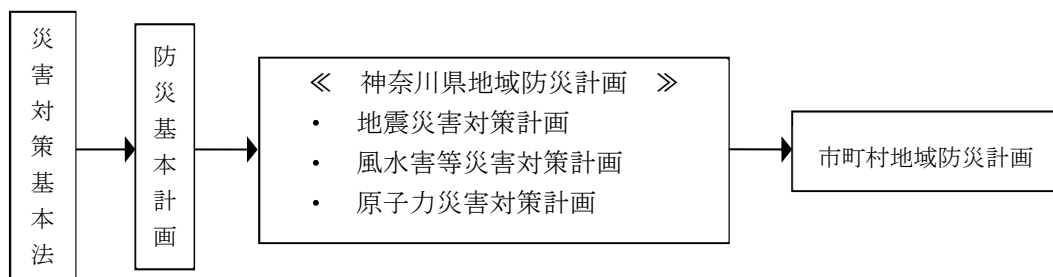
#### 2 今後の取組

取組状況について、ホームページ等で公表するとともに、条例及び計画に基づき、地震災害対策の総合的かつ計画的な推進を図る。

#### <参考> 神奈川県地域防災計画の概要

神奈川県地域防災計画は、災害対策基本法第 40 条の規定に基づき、国の防災基本計画と連携しながら、本県の地域における防災に係る処理すべき事務又は業務について、神奈川県防災会議が定める計画であり、市町村地域防災計画の指針となるものである。

「地震災害対策計画」及び「風水害等災害対策計画」は、別に定める「原子力災害対策計画」とともに「神奈川県地域防災計画」を構成している。





## IV 神奈川県水防災戦略の取組状況

令和2年2月に策定し、令和5年3月に改定した「神奈川県水防災戦略」に基づき、計画的、重点的に対策を進めるため、進捗状況の管理を行う。

### 1 取組状況

神奈川県水防災戦略に位置づけた事業について、令和5年度実績及び令和6年度の取組を取りまとめた。（参考資料2のとおり）

### 2 今後の取組

取組状況について、ホームページ等で公表するとともに、戦略に基づき、風水害対策の計画的、重点的な推進を図る。

### ＜参考＞神奈川県水防災戦略の概要

令和元年の房総半島台風と東日本台風は、いずれも、本県を含む首都圏を直撃し、東日本の広範囲に甚大な被害をもたらした。

近年、全国各地で台風や集中豪雨による甚大な被害が頻発しており、本県においても、風水害はいつ起きてもおかしくないものと認識を改め、最大限可能な対策に取り組む必要がある。

こうしたことから、大規模な風水害への対応力強化のための対策について、さらに充実、加速させる必要があることから、令和2年2月に神奈川県水防災戦略を定め、県民の命を守るための各種対策を推進してきた。

一方、令和3年の静岡県での土砂災害を踏まえて成立した盛土規制法への対応や施設の長期的な整備の在り方の検討、感染症との複合災害等への対応が必要になっており、こうした政策環境の変化を踏まえ、令和5年3月に水防災戦略を改定し、さらなる対策の強化を図っている。

## V 箱根山・富士山火山防災に係る取組状況

### 1 箱根山火山防災について

#### (1) 令和5年度取組

令和5年4月、有識者、気象庁、箱根町等で構成する「箱根山ハザードマップ検討部会」を設置し、最新の調査研究等で明らかになった箱根山の旧火口に関する知見を踏まえ、万一の噴火で想定される火山現象や、影響範囲等について検討した。

#### (2) 令和6年度以降取組

箱根山ハザードマップ検討部会を「箱根山火山避難計画検討部会」に改め、引き続きハザードマップの検討を進めるとともに、避難対象地域、避難経路、避難場所等の検討を行い、必要に応じて「箱根山火山避難計画」の見直しを行うほか、火山活動の状況に応じて警戒が必要な範囲と住民等がとるべき防災対応を5段階に区分して発表する噴火警戒レベルの見直しを検討する。

### 2 富士山火山防災について

#### (1) 神奈川県富士山火山広域避難指針の改定

令和6年4月に「神奈川県富士山火山広域避難指針」を改定し、溶岩流からの広域避難の手順の考え方を次のとおり整理した。

##### ア 避難順

避難に係る時間的猶予が短い第5次避難対象エリア（溶岩流が7日間以内に到達する可能性がある範囲）から第6次避難対象エリア（溶岩流が最終的（最大で57日間）に到達する可能性があるエリア）の市町の順番で避難する。

##### イ 避難先

- ・ 第5次避難対象エリアの避難者は、県東部へ避難する。
- ・ 第6次避難対象エリアの避難者は、噴火の状況に応じて県内の他の市町村への避難を調整するが、県内の避難所で避難者の収容が困難な場合は、県外への広域避難を検討する。
- ・ 広域避難先の調整は、県が避難先となる受入市町村と調整する。

## VI 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づくくらし安全防災局所管 条例の見直し結果

県では、条例を常に時代に合致したものとするため、一定期間ごとに条例の見直しを行う全庁的な仕組みを定める「神奈川県条例の見直しに関する要綱」を制定し、平成20年4月1日から施行した。

条例の見直し周期は、5年を経過することとしており、今回、くらし安全防災局で所管する次の条例について、当該要綱に基づく見直し作業を行ったので、その結果を報告する。

### 条例の見直し結果

改正、廃止及び運用の改善等の必要がない条例

	条例名	見直し結果
1	神奈川県地震災害対策推進条例	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正、廃止及び運用の改善等の必要はない。
2	災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例	

## Ⅶ 災害救助訓練場「かながわ版ディザスターシティ」の充実

市町村消防職団員の災害対応力を強化するため、平成30年11月に県消防学校に整備した、全国最大規模となる災害救助訓練場（かながわ版ディザスターシティ）について、より実践的な訓練が実施できるよう、令和5年度に再整備し、施設を拡充した。

### 1 施設概要

敷地面積 15,000.03 平方メートル

主な訓練施設 浸水対応訓練施設、家屋倒壊等救助訓練施設



#### 令和5年度整備・拡充施設

施設等の名称	概要
ガレキ救助訓練施設 (新規整備)	様々な形状のガレキを配置し、倒壊ビルの現場等で、ファイバースコープ等により救助する施設を整備
街区災害訓練施設 (新規整備)	移動式住宅型ユニットや電柱を設置し、家屋密集地域の火災や土砂災害に対応する施設を整備
河川救助対応訓練橋 (拡充)	河川を再現した既存の水路に、陸上からの救出訓練等を強化するため、移動式橋を整備
救助用重機の導入 (拡充)	既存の土砂災害訓練施設等に、重機の操作習熟のための油圧ショベルを導入

### 2 利用状況

(単位：日、人)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度※
市町村消防本部等	利用日数	37	48	40
	利用者数	1,477	1,199	798
消防団員	利用日数	11	17	22
	利用者数	246	736	431
自主防災組織等	利用日数	44	19	15
	利用者数	959	426	380
合計	利用日数	92	84	77
	利用者数	2,682	2,361	1,609

※令和5年度からは土日利用を開始したが、整備・拡充工事により、利用日数・利用者とも減少

### 3 その他

令和6年7月に、再整備施設を使った消防によるデモ訓練を行い、防災関係機関に周知する他、11月にビッグレスキューかながわを実施予定。

## Ⅷ 消防団の対応力強化に向けた取組

### 1 これまでの取組

#### (1) 「かながわ消防フェア」の開催

消防団活動を広くアピールすることで、県民に対し消防団活動の理解を深め、消防団の入団促進へつなげる。

#### (2) 「かながわ消防団応援の店」の実施

地域ぐるみで消防団を応援し消防団員の士気の高揚及び加入促進を図るため、制度に賛同いただいた事業所等の協力により、消防団員やそのご家族に割引等のサービスを平成28年4月から提供  
登録店舗3, 470店舗（令和6年4月1日現在）

#### (3) 「市町村地域防災力強化事業費補助金」による補助の実施

消防団の車両や資機材の整備等を行う市町村に補助を行っている。

#### (4) 「かながわ版ディザスターシティ」の拡充

災害救助訓練場「かながわ版ディザスターシティ」について、消防団や自主防災組織等の活用を促進するため、休日でも利用できるようにした。

### 2 神奈川県消防団協力事業所表示制度の創設

被雇用者である消防団員が団活動を行うためには、雇用者である事業者への理解と協力が欠かせない。そのため、国や一部自治体では、事業者へのインセンティブとして、消防団員を雇用し、消防団活動に協力する事業所を、地域への社会的貢献をしている事業所として評価、表示する消防団協力事業所表示制度を運用しているが、県内では、表示制度を設けている市町は29にとどまっている。

そこで、全県統一的な制度として、神奈川県消防団協力事業所表示制度を新たに創設する。

表示制度の認定事業者には、認定証を交付するほか、県のホームページや各種イベント等で紹介するなど、PR支援を行うとともに、県の入札参加資格認定での加点を行うことで、事業者の表示制度への申請と消防団活動への協力を促進し、消防団員の活動環境の向上を図る。

### 3 スケジュール

令和6年6月下旬	記者発表、県ホームページによる事業所募集
令和6年7月1日	消防団協力事業所申請受付開始
令和6年8月	制度対象事業所の認定開始
令和7年4月	制度対象事業所に対する入札参加資格の加点開始

## IX LPガス物価高騰対応支援金事業の実施状況

LPガス価格の高騰による一般消費者等の負担を軽減するため、国の地方創生臨時交付金を活用し、利用料金の値引きを実施している。

### 1 事業のスキーム

利用料金の値引きはLPガス販売事業者が行い、県がその値引額及び事務経費をLPガス販売事業者に対して支払う。

### 2 事業の実施状況

	第1期	第2期	第3期
支援対象期間	R 5. 4～9月 (6か月)	R 5. 10～12月 (3か月)	R 6. 1～3月 (3か月)
値引実施月	R 5. 7～9月中 (任意)	R 6. 1月 又は2月	R 6. 3月 又は4月
値引額 (税抜)	最大 2,280 円/世帯 (380 円/月/世帯)	1,140 円/世帯 (380 円/月/世帯)	1,140 円/世帯 (380 円/月/世帯)
事務経費	15 万円/販売所	15 万円/販売所	15 万円/販売所
販売所数	676	679	676 (参加予定数)
世帯数	103.4 万	116.3 万	現在実績報告 受付中のため 未確定
執行額	2,260,124 千円	1,424,631 千円	現在実績報告 受付中のため 未確定

### 3 今後の取組

支援対象期間を令和6年4～5月(2か月)とする第4期事業を令和6年6月補正予算案に計上している。

(「令和6年第2回神奈川県議会定例会 防災警察常任委員会資料(令和6年6月25日付託分)」のとおり)

## X 神奈川県石油コンビナート等防災計画に基づく取組状況

石油コンビナート等特別防災区域（京浜臨海地区及び根岸臨海地区）における災害予防対策等を推進するため、神奈川県石油コンビナート等防災計画（以下、計画という。）に基づき、事業所等の取組状況について調査を行うとともに進捗管理を行う。

### 1 事業概要

#### (1) 調査目的

石油コンビナート等災害防止法に定める特定事業所及び横浜市、川崎市等の行政機関を調査対象として、コンビナート地域外に影響が拡大するおそれのある大規模な災害に必要な防災対策の取組状況を調査した。

#### (2) 調査時期

令和5年9月～10月

### 2 調査結果

#### (1) 回答状況

全78事業所、横浜市、川崎市及び海上保安本部

#### (2) 事業所の取組状況

##### ア 想定災害への取組状況

想定災害	主な取組状況
平常時の事故	<b>【高圧ガス配管の腐食対策】</b> ・高圧ガスに係る52事業所中43事業所(83%)が、保温材下等の外面腐食対策についての点検計画を策定済み又は策定中
地震(強震動)	<b>【タンクの耐震化】</b> ・LPガス等の高圧ガスタンクは、全てが法より厳しい県の耐震基準に適合済み ・原油等の大型危険物タンクは、休止しているタンクを除き933基全てが、新しい耐震基準に適合済み、また、639基(68%)が、油の流出防止に有効な緊急遮断弁を設置済み
地震(長周期地震動)	<b>【タンクの耐震化】</b> ・原油等の浮き屋根式危険物タンクの浮き屋根は、休止しているタンクを除き187基全てが、スロッシング※に係る耐震改修等の対応済み ・原油等の内部浮き蓋式危険物タンクの浮き蓋は、休止しているタンクを除き86基中69基(80%)が、スロッシングに係る耐震改修等の対応済み ※タンク内の液体が長周期地震動によって揺動すること

#### イ 防災訓練の実施状況

全 78 事業所のうち 71 事業所は、公設消防や近隣事業所などと合同訓練を実施した。また、71 事業所は、大規模地震を想定した防災訓練を実施した。

#### ウ 重点的に調査した項目の状況（1 項目）

- ・余剰ガス等を安全に処理・放出するための緊急移送設備の現況  
対象の 20 事業所のうち、7 事業所で毒性ガスの除害設備の耐震検証又は耐震化工事を実施済み

※残りの 13 事業所については、毒性ガスの漏えいを防止する措置を講ずるなど事業所外への影響を低減するための対策を実施している。

#### (3) 調査結果の公表

コンビナート防災に係る事業所等の取組状況について周辺住民の理解促進を図るため、調査結果をホームページで公表した。

### 3 今後の取組

特定事業所への調査等を通じて、引き続き計画の取組状況の進捗管理を行い、石油コンビナート等特別防災区域に係る事故や災害の未然防止及び拡大防止対策の推進を図る。



## XI 令和6年度の主な防災訓練

「神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）」等に基づき、様々な状況を設定した実践的な訓練に取り組む。

### 1 水害図上訓練の実施

大規模水害時における、市町村の被災情報の収集や連絡調整、災害対策本部、現地災害対策本部の応急対策活動の対応力強化を図るため、市町等と合同で水害図上訓練を実施した。

#### (1) 実施日

令和6年5月9日（木）

#### (2) 場所

神奈川県庁、市役所・町役場、横浜地方気象台

#### (3) 主催者

県

#### (4) 参加機関

平塚市、小田原市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、座間市、中井町、大井町、横浜地方気象台

### 2 ビッグレスキューかながわ（第45回九都県市合同防災訓練）

大規模災害発生時における関係機関との連携強化や地域防災力の向上等を図るため、医療救護活動、救出救助、物資輸送活動等の実践的訓練を実施する。

#### (1) 実施日

令和6年11月下旬

#### (2) 場所

県総合防災センター

#### (3) 主催者

県

#### (4) 参加機関

九都県市、消防、警察、自衛隊、在日米軍、日本赤十字社、米国赤十字社、医療関係機関、民間事業所、自主防災組織等

### 3 津波対策訓練

大規模地震発生時の沿岸市町の津波対応力を高めるとともに、関係機関の連携体制を検証し、併せて津波に対する沿岸住民及び観光客への普及啓発を図るため、訓練を実施する。

#### (1) 実施日

令和6年10月上旬

(2) 場所

真鶴港ほか

(3) 主催者

県、真鶴町

(4) 参加機関

消防、警察、自衛隊、海上保安庁、関係機関等

**4 神奈川県・横須賀三浦地域5市町合同訓練**

大規模地震発生時における、県・市町相互の連携や応急対策活動の対応能力の強化等を図るため、神奈川県・横須賀三浦地域5市町が合同で図上訓練を実施する。

(1) 実施日

令和7年1月下旬

(2) 場所

神奈川県庁ほか

(3) 主催者

県、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町

(4) 参加機関

消防、警察、自衛隊、関係機関等

**5 緊急消防援助隊部隊集結訓練**

県外で大規模災害が発生した際、迅速に緊急消防援助隊神奈川県大隊が出動できるよう、消防庁の要請から部隊集結に至るまでの訓練を実施する。

(1) 実施日

令和6年10月下旬

(2) 場所

県消防学校ほか

(3) 主催者

県

(4) 参加機関

消防

**6 かながわ消防訓練**

単独の消防本部では対応できない局地的な大規模災害が発生したことを想定し、県及び県内全消防機関が一丸となって被災消防本部を応援する訓練を実施する。

(1) 実施日

令和7年1月下旬

- (2) 場所  
県消防学校
- (3) 主催者  
県
- (4) 参加機関  
消防

## 7 石油コンビナート等防災本部訓練

石油コンビナート等特別防災区域において災害が発生した場合における石油コンビナート等防災本部の迅速かつ的確な災害応急対策活動を図るため、防災関係機関や特定事業所との連携強化を目的とした図上訓練を実施する。

- (1) 実施日  
令和6年10月～11月
- (2) 場所  
神奈川県庁
- (3) 主催者  
県
- (4) 参加機関  
横浜市、川崎市、消防、警察、海上保安庁、特定事業所等

## 8 高圧ガス地震防災緊急措置訓練

高圧ガスを取り扱う事業所等の地震防災意識の高揚を図るため、防災体制を検証し、関係機関等との連携体制の整備、充実を一層徹底するため、高圧ガスによる地震災害、事故を想定した実践的な訓練を実施する。

- (1) 実施日  
令和6年10月3日（木）
- (2) 場所  
相模原総合補給廠一部返還地
- (3) 主催者  
県、神奈川県高圧ガス・火薬類関係保安5団体
- (4) 参加機関  
相模原市消防局、警察

## 9 その他

地震、風水害、国民保護の統制部設置訓練を定期的にも実施するとともに、県職員の緊急参集訓練を10月下旬に実施する。

## XII かながわ消費者施策推進指針の改定

県では、中長期的視点に立った県の消費者施策展開の基本方針として、平成18年3月に「かながわ消費者施策推進指針」（以下「指針」という。）を策定し、平成27年3月と令和2年3月の改定を経て、消費生活相談、消費者教育や事業者指導といった様々な施策に取り組んできた。

現行の指針は、策定後、概ね5年後をめどに指針の有効性について検証することとしており、消費者を取り巻くさらなる社会状況の変化に対応するため、次のとおり改定を行うこととする。

### 1 現行指針の主な内容

「消費者の権利の尊重と消費者市民社会(※)の形成」を基本理念とし、次の4つの基本方向を定めるとともに、2つの重点的取組みを進めることとしている。

#### <基本方向>

- 消費者教育の推進と持続可能な消費行動の促進
- 消費者被害の未然防止
- 消費者被害の救済
- 安全・安心な消費生活の確保

#### <重点的取組み>

- 高齢者の消費者被害の未然防止と救済
- 成年年齢引下げに伴う若者への消費者教育の充実

#### ※消費者市民社会

一人ひとりの消費者が、自分だけでなく周囲の人々や、次世代の人々の状況、内外の社会経済情勢及び地球環境にまで思いをはせて生活し、社会の発展と改善に積極的に参画する社会

### 2 改定の必要性

前回の指針改定以降、高齢者や若者、障がい者など消費者トラブルに遭いやすい消費者に対する施策の重要性が増しているほか、次のような社会状況の変化が生じており、これらの課題に対応し指針を改定する必要性がある。

- 社会のデジタル化の急速な進展
- 消費者トラブルの複雑・多様化
- 幅広い世代における金融経済教育への関心の高まり
- 非常時の安全・安心な消費生活の確保
- 持続可能な社会の形成

### 3 改定の方向性

現行指針の基本理念を継承しつつ、次の方向性に基づき指針の改定を行う。

- 消費者力の育成・強化
- 消費者トラブルへの対応と被害の救済
- 不当な行為を行う事業者への指導等による消費者の利益の保護
- 「オールかながわ」による消費者施策の推進

### 4 改定のスケジュール

上記2及び3の考え方のもと、本年5月20日、指針の改定について、知事から神奈川県消費生活審議会（以下「審議会」という。）に諮問した。

今後のスケジュールは次のとおりである。

- |      |     |                       |
|------|-----|-----------------------|
| 令和6年 | 8月  | 審議会にて改定素案（案）審議        |
|      | 9月  | 第3回定例会（前半）にて改定素案報告    |
|      | 10月 | 改定素案について県民意見を募集       |
|      | 12月 | 審議会にて改定案（案）の検討        |
| 令和7年 | 1月  | 審議会より答申               |
|      | 2月  | 第1回定例会にて改定案報告<br>指針改定 |